

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		衛生検査所の登録又は届出に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		臨床検査技師等に関する法律（昭和33年4月23日法律76号） 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年7月21日厚生省令24号）
条 項		法第20条の3 第20条の4 施行規則第11条 第14条 第15条 第16条 第17条 第17条の2
所 管 課		保健衛生局保健所保健所管理課（電話：048-840-2207）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 （未設定の場合は、その理由）	臨床検査技師等に関する法律及び同施行規則に基づき、期限内の提出がなされなかった場合、又は虚偽の申請又は届出がなされた場合は、口頭による行政指導又は文書による報告書を求める。
	備 考	